

# 平成19年度目黒区予算案の概要

平成19年2月8日  
目黒区

平成19年度目黒区予算案の概要 目 次

1	予算編成方針	1
2	予算規模	1
3	一般会計予算の概要	1
	(1) 財政計画	
	(2) 歳入	
	(3) 歳出	
4	19年度予算案の主な施策	3
	<b>区民の安全・安心の確保 災害に強いまちづくり</b>	
	外国語防災行動マニュアルの作成	4
	防災語学ボランティアの登録	6
	<b>地域の防犯力を高めるまちづくり</b>	
	生活安全パトロール委託の充実・強化	7
	私立幼稚園安全安心環境整備等補助	8
	学校安全対策アドバイザーの小学校派遣	9
	<b>生活を支える安心・安全の確保</b>	
	AED(自動体外式除細動器)の整備・拡充	10
	介護保険サービス基盤の整備支援	12
	軽度者等生活支援サービスの実施	13
	障害者自立支援法への対応	14
	障害者職場適応援助(ジョブコーチ)委託	15
	<b>少子高齢社会への対応 子育て支援</b>	
	特別保育の拡充	16
	義務教育就学児を対象とした医療費の全額助成の実施	17
	<b>子どもの学び・遊び・育ちを支える環境づくり</b>	
	特別支援教育の充実	18
	補助的教員の配置	19
	気仙沼体験教室の実施	20
	ランドセル来館の実施	21
	放課後フリークラブ(仮称)の実施	22
	<b>高齢者の健康づくり</b>	
	公衆浴場を活用した介護予防事業の実施	23
	<b>環境問題への取り組み 良好な生活環境の確保</b>	
	小学校での環境負荷の低減	24
	目黒川総合環境整備事業	25
	ヒートアイランド対策の推進	26
	<b>循環型社会の形成</b>	
	廃プラスチックリサイクルの促進	28
資料1	一般会計財政計画	31
資料2	実施計画事業と重点事業等	33
資料3	主要建設事業一覧	85
資料4	主な改革実施策	86
資料5	1 一般会計	87
	2 国民健康保険特別会計	92
	3 老人保健医療特別会計	93
	4 介護保険特別会計	94
	5 用地特別会計	95

## 平成19年度目黒区予算の概要

### 1 予算編成方針

本区におきましては、積立基金の残高が依然として低い水準で推移するなど、財政指標の改善が課題とされており、三位一体の改革に伴う区民税の大幅な減収影響など引き続き厳しい状況が続く中、実施計画の改定初年度として新たな施策を着実に推進することが求められています。

このような状況において、平成19年度については、少子高齢社会への対応などを的確に行うことで、「住みたいまち、住み続けたいまち目黒」の実現を目指すことを基本方針として予算の編成を行いました。

具体的には、「区民の安全・安心の確保」、「少子高齢社会への対応」、「環境問題への取組み」の3つを重要課題として定めて、最大限その具現化を目指すとともに、行財政改革大綱や年次別推進プランを着実に遂行することで、適切な財政運営に努めることとしました。

また、予算編成に当たっては、新たな編成手法を導入することによって、総額管理を徹底し、より計画的な編成を行うことで施策の重点化と優先順位付けの容易化を図るとともに、枠配分方式によって所管部局の自主性・自律性を生かした編成としました。

### 2 予算規模

一般会計予算は、896億円余で、前年度比5.7%、48億円余の増となりました。

特別会計では、国民健康保険特別会計は7.9%増、老人保健医療特別会計は8.8%減、介護保険特別会計はほぼ昨年並み、用地特別会計は211.4%増となっています。

一般会計と特別会計の合計額は1,455億円余で、前年度比3.7%増となりました。

#### 予算規模

単位：千円

会計区分	平成19年度	平成18年度	増減額	増減率
一般会計	89,657,213	84,839,160	4,818,053	5.7%
特別会計	55,894,746	55,475,927	418,819	0.8%
国民健康保険特別会計	24,316,887	22,528,558	1,788,329	7.9%
老人保健医療特別会計	17,375,210	19,055,231	1,680,021	8.8%
介護保険特別会計	13,735,529	13,742,142	6,613	0.0%
用地特別会計	467,120	149,996	317,124	211.4%
合計	145,551,959	140,315,087	5,236,872	3.7%

### 3 一般会計予算の概要

#### (1) 財政計画

一般会計の財政計画は、資料1(31ページ)のとおりです。

一般会計の財政規模の推移は、次表のとおりです。

#### 財政規模の推移

単位：百万円、%

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
財政規模	91,057	102,633	109,539	101,942	110,826	87,442	92,042	87,357	84,839	89,657	
伸び率	5.6	12.7	6.7	6.9	8.7	21.1	5.3	5.1	2.9	5.7	
	減税補てん債の借換えを除いた実質ベース						85,046	86,508			

## (2) 歳入

区税収入は 397 億円余で、三位一体改革に伴う税率一本化等の減収影響を受けていますが、前年度比 3.1%、11 億円余の増額となりました。

都区財政調整に基づく特別区交付金は、交付金総額における特別区配分割合が 52% から 55% に、また、普通交付金が 98% から 95% に、特別交付金が 2% から 5% へと変更されました。この変更に加えて、交付金の財源である市町村民税法人分の大幅増を反映した計上を行い、前年度比 38.1%、54 億円余の増となっています。また、地方譲与税については、所得譲与税が廃止されたことにより 64.7%、8 億余の減となりましたが、利子割交付金、配当割交付金、及び株式等譲渡所得割交付金については、景気回復の継続を反映して、それぞれ 1 億円余の増となっています。

その他の一般財源では、地方特例交付金が改正されたことによって、恒久的減税による減収を補てんする制度である特別交付金と、児童手当の拡充に伴う地方特例交付金で構成されることとなりました。これに伴い、特別交付金の減額が行われていることから、前年比 71.9% 減の 7 億円余の計上となっています。

国庫支出金は、碑小学校改築及び目黒中央中学校建設などに伴い 15%、9 億円余の増、都支出金は都区財政調整の合意結果により、東京都の補助事業を特別区の自主事業とすることなどが影響し、11.8%、4 億円余の減となっています。

特別区債は、住民税減税補てん債の廃止及び起債発行の抑制を行ったことなどにより 37.3%、10 億円余の大幅減となりました。繰入金は、大規模公園の起債償還を行うため減債基金の取崩しが増となることから 158.7%、9 億円余の増となっています。

歳入伸び率の推移

単位：%

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
区税収入 (構成比)	2.6 (40.6)	3.6 (34.7)	3.7 (31.3)	3.2 (34.7)	1.0 (31.6)	0.6 (40.3)	2.2 (39.2)	1.7 (40.5)	8.8 (45.4)	3.1 (44.3)
税外収入 (構成比)	9.9 (53.3)	13.5 (53.7)	8.8 (54.8)	4.7 (56.1)	23.1 (63.6)	29.7 (56.6)	7.2 (49.8)	2.2 (51.5)	2.9 (51.4)	10.6 (53.8)
特別区債 (構成比)	8.5 (6.1)	114.8 (11.6)	28.3 (13.9)	38.6 (9.2)	42.8 (4.8)	49.7 (3.1)	274.3 (11.0)	30.4 (8.0)	61.6 (3.2)	37.3 (1.9)

## (3) 歳出

既定経費は 722 億円余で、前年度比 0.2%、1 億円余の減です。このうち人件費は 240 億円余で、前年比 0.3%、約 7 千万円の増となっています。

レベルアップ経費は学習指導員の拡充など 1 億円余の計上、新規経費は東が丘障害福祉施設の指定管理開始や義務教育就学児医療費助成など 13 億円余の計上となっています。

臨時経費は 160 億円余で、碑小学校改築、目黒中央中学校建設及び上目黒一丁目地区市街地再開発事業などの増により、36.1%、42 億円余の増となっています。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区民の安全・安心の確保</p>	<p style="text-align: center;"><b>災害に強いまちづくり</b> 外国語防災行動マニュアルの作成・・・4 防災語学ボランティアの登録・・・6 <b>地域の防犯力を高めるまちづくり</b> 生活安全パトロール委託の充実・強化・・・7 私立幼稚園安全安心環境整備等補助・・・8 学校安全対策アドバイザーの小学校派遣・・・9 <b>生活を支える安心・安全の確保</b> AED(自動体外除細動器)の整備・拡充・・・10 介護保険サービス基盤の整備支援・・・12 軽度者等生活支援サービスの実施・・・13 障害者自立支援法への対応・・・14 障害者職場適応援助(ジョブコーチ)委託・・・15</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">少子高齢社会への対応</p>	<p style="text-align: center;"><b>子育て支援</b> 特別保育の拡充・・・16 義務教育就学児を対象とした医療費の全額助成の実施・・・17 <b>子どもの学び・遊び・育ちを支える環境づくり</b> 特別支援教育の充実・・・18 補助的教員の配置・・・19 気仙沼体験教室の実施・・・20 ランドセル来館の実施・・・21 放課後フリークラブ(仮称)の実施・・・22 <b>高齢者の健康づくり</b> 公衆浴場を活用した介護予防事業の実施・・・23</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境問題への取り組み</p>	<p style="text-align: center;"><b>良好な生活環境の確保</b> 小学校での環境負荷の低減・・・24 目黒川総合環境整備事業・・・25 ヒートアイランド対策の推進・・・26 <b>循環型社会の形成</b> 廃プラスチックリサイクルの促進・・・28</p>

## 区民の安全・安心の確保

災害に強いまちづくり  
外国語防災行動マニュアルの作成

1,859千円

### 概要

区では、平成16年度に「防災行動マニュアル(英語版)」を1万部作成し、外国人登録窓口や(財)目黒区国際交流協会等で配布し、発災時の対応や事前の予防対策など、外国人に対する防災知識の普及啓発に努めています。英語版は、一般区民向けの「防災行動マニュアル」を外国人向けに再編集したもので、翻訳に当たっては目黒区国際交流協会の全面的支援を受け、語学ボランティアの協力により行いました。

このマニュアルを手にした、東京工業大学留学生センターの武井教授が、同大学の留学生会に呼びかけ、大学で学ぶ各国の留学生のための簡略版の作成を企画しました。このほど「中国」「韓国」「インドネシア」「タイ」「ベトナム」の5か国語の翻訳作業が、東京工業大学留学生センターと同大学の留学生との協力により完了しました。

このため、5か国語の「防災行動マニュアル(簡略版)」を目黒区が印刷し、英語版とともに広く配布することにより、外国人に対する防災知識の普及啓発を一層推進します。

### 内容

防災行動マニュアル(簡略版)を5か国語で作成。

「中国語」「韓国語」「インドネシア語」「タイ語」「ベトナム語」の防災行動マニュアル(簡略版)を作成し配布する。

### 問い合わせ

総務部 防災課 防災係 (5723)8700

右から、英語、中国語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語  
(韓国語は編集中)



## 区民の安全・安心の確保

災害に強いまちづくり  
防災語学ボランティアの登録

32千円

### 概要

現在、区内には約8,000人の外国人区民が居住していますが、震災及び風水害等に際しては、日本語が理解できなかったり文化や生活習慣が異なるなどの理由により、日本人区民に比べ困難が大きいと想定されます。

そこで、「目黒区防災語学ボランティアに関する要綱」を制定し、防災や災害時の応急対策、復興対策に関わり、外国人区民等を支援する体制（目黒区地域防災計画が定める専門ボランティアの登録制度）を整備します。

### 内容

#### 1 「目黒区防災語学ボランティアに関する要綱」の主な内容

- (1) 防災対策に関わり、語学能力を活用して外国人区民等を支援しようとする方にボランティアとして登録していただきます。
- (2) 区又は（財）目黒区国際交流協会は、ボランティアに対して防災や救命等の講習や訓練を行います。
- (3) 震災や風水害が起こったときは、ボランティアを避難所に派遣して通訳や翻訳をしたり、区役所で災害や復興の情報や事務手続き等の通訳や翻訳を行います。

#### 2 今後の予定

- (1) 今秋を目途に、阪神・淡路大震災や新潟中越地震での語学ボランティアの活動を参考にして、マニュアル等を作成します。
- (2) マニュアル等を作成後、（財）目黒区国際交流協会の通訳・翻訳ボランティア（日頃区の事業の通訳・翻訳を行っています。）を中心に、ボランティアの募集を行います。

### 問い合わせ

総務部 国際交流課 国際交流係 (5722)9291



## 区民の安全・安心の確保

地域の防犯力を高めるまちづくり  
生活安全パトロール委託の充実・強化

114,879千円

### 概要

青色回転灯を装着した生活安全パトロールは、区内の犯罪予防や子どもの安全対策などを目的として、平日の昼間帯を中心に、学校施設等への立ち寄り警戒などを実施していましたが、平成18年度に土・日・祝日等にも運用を拡大し、365日生活安全パトロールに充実・強化しました。平成19年度は、さらにこれの充実、強化を図るため、24時間365日生活安全パトロールとします。

### 内容

区的生活安全パトロールは、民間警備会社に委託し、区内5地区に青色回転灯装備車両5台を配置し、365日、昼間帯を中心に区内の巡回パトロール及び子どもの安全対策として学校施設等への立ち寄り警戒を実施しています。

平成19年度からは、この生活安全パトロールの充実・強化を図るため、夜間にもパトロール車2台による巡回を行うことにより、現行の運行時間を拡大して24時間365日体制とします。これにより、夜間帯に発生するひったくりや侵入窃盗の防止など、区内の犯罪発生状況に応じた恒常的な犯罪抑止体制の確立を図るとともに、登下校時の通学路の警戒強化など、子どもの安全対策の強化を図ります。

### 問い合わせ

総務部 生活安全対策室 (5722)9667

## 区民の安全・安心の確保

地域の防犯力を高めるまちづくり  
私立幼稚園安全安心環境整備等補助

6,600千円

### 概要

子どもをめぐる事件が多発する中、私立幼稚園における安全安心対策の充実を図るため、私立幼稚園が行う施設整備に伴う経費の一部を補助します。

### 内容

- (1) 「東京都子育て支援基盤整備包括補助事業」に該当する場合に、補助対象経費上限120万円を補助します。(防犯カメラの設置など)  
事業費@1,200,000×10/10×3園 = 3,600,000-
- (2) 上記(1)を除く安全安心対策の整備に伴う経費の1/2以内で上限75万円を補助します。  
(門・フェンスなどの施設整備・改修など)  
事業費@1,500,000×1/2×4園 = 3,000,000-

### 問い合わせ

総務部 総務課 総務係 (5722)9205

## 区民の安全・安心の確保

地域の防犯力を高めるまちづくり  
学校安全対策アドバイザーの小学校派遣

2,310千円

### 概要

学校の安全確保策として、これまでに来訪者確認システムの導入、学校危機管理マニュアルの徹底、学校内での巡回点検の強化や、サスマタなど学校防犯用品の全校配備のほか、子ども自身が身を守るためのセーフティ教室やCAPプログラムの全小学校実施など、ハードとソフトの両面から学校の安全確保に取り組んできました。

これらの取り組みは、不審者の侵入などによる犯罪を未然に防止したり、被害を最小限に抑えるためのものですが、重要なのは、これらの安全確保策が緊急事態発生時において、実効性がなければならぬということです。

現在も学校はあらゆる緊急事態を想定し、マニュアルの随時見直しや、防犯用品を用いた自主訓練などを行っています。しかし、実際の緊急事態発生時に対応できるかを、学校内部で厳密に検証して改善点を見つけ出すことは非常に困難です。

このため、学校安全の専門家を全小学校に派遣し、専門家の観点からマニュアルの検証や改訂を行うほか、災害発生や不審者侵入時の対応模擬訓練などを通じて指導・助言を受けることで、学校における安全確保策の充実や危機管理意識の向上を図るものです。

### 内容

#### 1 アドバイザーメニュー（例）

危機管理対策評価	不審者侵入対策に関するアドバイス
子どもの犯罪対策に関するアドバイス	災害対策に関するアドバイス
事故防止に関するアドバイス	マニュアル作成・改善アドバイス
不審者侵入発生時想定の上訓練	災害発生時想定の上訓練
不審者対応の基本訓練	災害対応の基本訓練
教職員向け危機管理研修	保護者向け子どもの犯罪対策セミナー

などの項目から、各校が派遣で取り組みを希望するものを選択

#### 2 派遣計画

全小学校（22校）に年1回（4時間）アドバイザーを派遣する。

### 問い合わせ

教育委員会事務局 教育改革推進課 学校安全対策係 （5722）9243

## 区民の安全・安心の確保

生活を支える安心・安全の確保

AED(自動体外式除細動器)の整備・拡充

3,979千円

### 概要

区では、心停止の応急救護に効果的なAED(自動体外式除細動器)について、災害時に避難所等の活用も想定し、平成17年度から大規模集客施設等への計画的整備を行っています。平成19年度も引き続きAEDの整備を行い、平成17年度から平成19年度の3か年で合計31台を設置します。

また、応急救護のガイドライン変更に伴い、平成17年度購入分のプログラム修正を合わせて行います。

さらに、小児用パッド(体重25kg、8歳未満用)が開発され、既に導入済みの機種に装着が可能であるため、小児用パッドを追加整備します。

### 内容

AED本体・収納ボックス 10台 (平成18年度購入10台も新ガイドライン対応)

AEDガイドライン変更 11台 (平成17年度購入10台、都寄贈1台)

小児用パッド 31台分

### 問い合わせ

総務部 防災課 防災係 (5723)8700

総合庁舎 2 階の設置例



## 区民の安全・安心の確保

生活を支える安心・安全の確保  
介護保険サービス基盤の整備支援

85,000千円

### 概要

平成18年度の介護保険制度改正により、住み慣れた地域での生活を支えるために、身近な地域において提供していくサービスとして、認知症高齢者グループホーム等が地域密着型サービスとして位置づけられました。

この地域密着型サービスについては、原則として事業所所在地の被保険者のみが利用可能となります。区がサービス事業者を指定し、指導監督権限を有するようになりました。

区は、第3期介護保険事業計画に沿って、認知症の方への対応に重点を置いた整備を促進するために、国の交付金等を活用した基盤整備の補助制度を設け、これにより民間事業者の参入促進を図ります。

### 内容

1 認知症高齢者グループホーム整備補助 50,000千円

認知症高齢者グループホームとは、介護が必要な認知症高齢者が、家庭的な雰囲気の中でスタッフの介助や機能訓練等のサービスを受けながら、1ユニットに5～9人で共同生活をする場です。このホームを整備する際に、国の交付金等を活用し、区の独自補助分を含めて助成します。

<内 訳> @25,000,000\*2ユニット

2 小規模多機能型居宅介護整備補助 25,000千円

小規模多機能型居宅介護とは、「通い」を中心として、要介護者の心身の状況や、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスです。在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。このサービスの場を整備する際に、国の交付金を活用し、区の独自補助分を含めて助成します。

<内 訳> @25,000,000\*1か所

3 認知症対応型通所介護整備補助 10,000千円

認知症対応型通所介護とは、認知症高齢者が、専用の通所介護施設(デイサービスセンター)に通い、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の手助け、機能訓練を受けるサービスです。このサービスの場を整備する際に、国の交付金を活用し助成します。

<内 訳> @10,000,000\*1か所

### 問い合わせ

健康福祉部 介護保険課 介護保険計画係及び介護保険管理係 (5722)9840

## 区民の安全・安心の確保

生活を支える安心・安全の確保  
軽度者等生活支援サービスの実施

832千円

### 概要

要介護・要支援認定者の保険給付が認められない項目のうち、日常生活を営む上で必要なもの（理髪・美容院への付き添い介助、銭湯への付き添い介助、後期高齢者のみ世帯への生活援助）の生活支援を、軽度者（要介護1、要支援1・2）を中心に、地域活動団体等によるサポートを受けられない方に対し実施します。

### 内容

#### 1 サービス内容

介護度のあるひとり暮らし等の高齢者で介護保険の給付サービスだけでは在宅生活が困難と判断された方に対して、調査の上、サービスの提供が必要と認められた場合に、つぎの から に掲げる生活援助サービスの提供を行う人材を派遣します。

銭湯介助（付き添い、入浴介助を含む）

理美容室への送迎介助

後期高齢者のみの世帯で、一方が要介護で、片方が介護度がないが虚弱である者の世帯への生活支援

その他区長が必要と認めるもの

#### 2 利用可能時間

1週間のうち2時間まで利用可能（1時間単位の利用が可）

#### 3 利用可能時間帯

午前9時から午後6時まで

### 問い合わせ

健康福祉部 高齢福祉課 介護予防事業係 （5722）9844

## 区民の安全・安心の確保

生活を支える安心・安全の確保  
障害者自立支援法への対応

32,120千円

### 概要

障害者自立支援法の施行により、平成19年4月に区立通所施設は新体系移行を予定しています。これに伴いこれまで無料となっていた施設利用者にも新たな利用負担が生じる等通所施設の利用環境が大きく変化します。

そこで、区独自の助成策として、平成19年4月からの施設利用環境の変化に合わせ、施設利用者の自立を支援し、通所施設の利用を促進する立場から、通所施設利用者に対する助成策を実施することとします。

### 内容

#### 助成策

- (1) 児童デイサービス利用促進等助成 2,369千円  
子育て支援施策との関連からすくすくのびのび園の幼児療育事業利用者について自己負担の2分の1を軽減します(すべての所得階層を対象とします)。
- (2) 心身障害者センターデイサービス利用促進等助成 5,655千円  
心身障害者センターで行っている重度デイサービス等(生活介護・地域活動支援センター)の利用について、自己負担額の2分の1を軽減します(すべての所得階層を対象とします)。  
この助成策は、恒久的な方策ではなく、制度変遷期における激変緩和策として実施します。
- (3) 援護施設利用促進等助成 8,080千円  
法内施設(自立支援法適用)の中央町・かみよん・大橋えのき(生活介護・就労継続支援B)の利用について、上記(2)と同様の軽減を行います。
- (4) 福祉作業所法内化に伴う利用促進等助成 7,222千円  
平成19年4月1日から障害者自立支援法の適用施設に変わる上目黒・下目黒・東が丘福祉工房の利用について、上記(2)と同様の軽減を行います。
- (5) 民間施設・区外施設利用促進等助成 8,794千円  
区外施設や民間施設を利用している区民について 上記(2)と同様の軽減を行います。

### 問い合わせ

健康福祉部 障害福祉課 給付係 (5722)9846



## 区民の安全・安心の確保

生活を支える安心・安全の確保  
障害者職場適応援助（ジョブコーチ）委託

1,309千円

### 概要

平成18年10月に施行された障害者自立支援法では、福祉的就労から賃金を得る一般的就労への拡大が要請されています。一般就労を拡大するためには、就労する際の支援のみにとどまることなく、就労の継続支援が必要になります。

障害者が一般就労した後に安心して働き続けることができるよう、特に就職した初期の段階で一定期間（3カ月程度）支援員を職場に派遣して職場適応援助（ジョブコーチ）をしていきます。

### 内容

就職した障害者にジョブコーチを行います。

対応機関は1人3カ月です。

一般就労する障害者に付き添い、仕事を覚える手助け、職場の人間関係や職場のルールを覚える手助けを行います。一般就労した勤務初日から2週間程度集中的に支援し、その後は職場に定着しているか、問題が起きていないかなど状況に応じてフォローアップを行います。

### 経費

人件費等 1,309千円

### 問い合わせ

健康福祉部 障害福祉課 障害福祉計画係 (5722)9848

## 少子高齢社会への対応

子育て支援  
特別保育の拡充

33,748千円

### 概要

在宅で子育てをしている母親にとって、一人で子育てをしていることの負担が非常に大きく、個人的な用事やリフレッシュのために児童を一時的に預けることのできる施設についても強く求められてきました。

そこで、個人的な用事やリフレッシュのために児童を一時的に預けることのできる一時保育を平成17年度から区内の認証保育所に委託し、事業を行っています。

また、保育所に通所中の児童が病気になった場合に、保育所へ通所できないために保護者の子育てと就労の両立が困難なことから、病気回復期の児童を預けることのできる施設が求められてきました。

そこで、保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間、一時的にその児童を預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る目的で、平成18年1月から医療機関で病後児保育を実施し、その運営に当たり補助を行ってきました。

一時保育や病後児保育は、子育て中の保護者にとって非常にニーズの高い事業であり、子育て中の保護者に対する支援のさらなる充実を図るため、事業の充実及び拡充を行っていきます。

- (1) 一時保育については、委託先の施設及び事業全体の定員を増やします。
- (2) 病後児保育については、事業の実施施設を増やすとともに、安定的な事業の運営に努めます。

### 内容

- 1 一時保育 既存事業の拡充 2,772千円  
新規に区内の認証保育所1か所に一時保育の事業の委託を行うとともに、既存の実施施設の一部で定員を増やす。
- 2 病後児保育 既存事業の拡充 30,976千円  
新規に事業の実施施設を増やすとともに、新規に事業を開始する施設に対しては開設整備に係る経費の補助を行う。  
また、受託児童に係る運営補助額を増額して安定的な事業運営を図る。

### 問い合わせ

子育て支援部 保育課 保育係 (5722)9865

## 少子高齢社会への対応

### 子育て支援

#### 義務教育就学児を対象とした医療費の全額助成の実施

117,720千円

### 概要

本区では、就学前までの乳幼児医療費助成制度に加えて、平成18年1月からは、小学生の入院医療費助成事業を開始し、入院という突発的で高額な医療費の家計の支出に対し支援を行なっています。

平成19年10月から、義務教育就学児（小中学生）全員を対象として入院・通院に係る医療保険の自己負担額を全額助成する事業を実施します。

### 内容

#### 1 対象者

小学校1年生から中学3年生までの義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）

#### 2 助成の範囲

- (1) 社会保険各法令により医療に関する給付が行なわれた場合における医療費のうち、当該法令の規定により対象者が負担すべき額（自己負担額）
- (2) 入院時食事療養標準負担額

#### 3 助成の方法

この制度の助成を受けるためには、申請をして「医療証」の交付を受ける必要があります。

- (1) 契約医療機関（病院・医院・保険薬局等）では、「健康保険証」と「医療証」を提示して助成を受ける。（現物給付）
- (2) (1)以外の医療機関では健康保険証のみ提示して、保険診療の自己負担分を支払い、「領収書」を受け取り、「医療費支給申請書」に「領収書」を添付して申請し助成を受ける。（現金給付）

#### 4 実施時期

平成19年10月1日

#### 5 実施方法

- (1) 平成19年6月中旬に個別通知で新規申請書を送付（予定）
- (2) 平成19年7月から申請受付（予定）
- (3) 平成19年9月下旬 「医療証」発送（予定）

#### 6 対象者数

約15,000人

### 問い合わせ

子育て支援部 子育て支援課 手当・医療係 (5722)9864

## 少子高齢社会への対応

子どもの学び・遊び・育ちを支える環境づくり  
特別支援教育の充実

14,659千円

### 概要

特別支援教育の充実に向けて、LD、ADHD等の通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童・生徒に対し、介助等の支援を進めます。

### 内容

#### 1 教育活動支援

通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等をはじめ、特別な配慮を要する児童への支援を進めるため、教員の補助として介助等の支援を行う支援者の配置を充実させます。

#### 2 肢体不自由児介助員の配置

通常の学級で学ぶ肢体不自由児について、現在臨時職員の介助者を配置していますが、非常勤職員の配置とすることで、児童・生徒に対し同じ介助者により継続して安定した関わりがもてるようにします。

### 問い合わせ

教育委員会事務局 学務課 心身障害教育係 (5722)9305

## 少子高齢社会への対応

子どもの学び・遊び・育ちを支える環境づくり  
補助的教員の配置

60,540千円

### 概要

平成 14 年度から、区独自に区立小中学校、幼稚園に「学習指導員」を配置し、チームティーチングや少人数授業を実施し、学力の確実な定着に努めてきました。平成 16 年度からは小学校にほぼフルタイム勤務の「学習指導講師」を順次配置してきました。

平成 19 年度はこれらの事業をさらに拡大するとともに、新たに小学校 1 年生のクラスを対象とする「小 1 学級補助教員」、小中学校の特別支援教育の対象学級に配置する「特別支援補助教員」を設けます。

さらに、文部科学省が新規に実施する「理科支援員等配置事業」の上乗せとして、小学校 5～6 年の理科における観察・実験の全授業に「理科支援員」の配置を行います。

### 内容

#### 1 学習指導員の拡充 10,620千円

##### (1) 学習指導講師

平成 18 年度現在小学校 9 校（全 22 校中）に配置されている学習指導講師を 3 校増やし、12 校に配置します。

##### (2) 学習指導員

平成 18 年度現在延べ約 25,000 時間配置している学習指導員を約 1,000 時間増やし、延べ約 26,000 時間（1 校当たり年間約 800 時間）配置します。

#### 2 小 1 学級補助教員の配置 15,000千円

いわゆる「小 1 プロブレム」（小学校に入学したばかりの児童が騒いだり、教室内を歩き回ったりして授業が成立しなくなるという現象）対策として、原則として 30 人以上の小学校 1 年の学級に 4 月～7 月の間、教員や保育士の免許を持った補助教員を配置します。

#### 3 特別支援補助教員の配置 24,000千円

平成 19 年度から本格実施される特別支援教育に対応し、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うため、支援の必要とされる児童・生徒のいる学級に年間 15 週（1 日 4 時間）補助教員を配置します。

#### 4 理科支援員の配置 10,920千円

文部科学省では理科が得意な人材を小学校の理科授業に活用し、観察や実験活動などで教員を支援したり、先端科学技術に関する実験などの演示・体験活動などを行ったりする「理科支援員等配置事業」を実施します。具体的には小学校 5・6 年生の理科の授業のうち 30 時間程度が該当します。文部科学省の委託事業としては該当学年の 20 時間の授業のうちの 14.63% ですが、残る部分について区独自に配置を行うというものです。

### 問い合わせ

教育委員会事務局 指導課 指導係 (5722)9312

## 少子高齢社会への対応

子どもの学び・遊び・育ちを支える環境づくり  
気仙沼体験教室の実施

6,241千円

### 概要

目黒区教育委員会が中期的な計画目標として策定している「めぐろ学校教育プラン」において、学校外での自然体験・生活体験の充実をうたっています。

目黒区では従来、区の施設を利用して、小学校は北軽井沢、中学校は八ヶ岳で、移動教室、林間学園、塩見（千葉県）で臨海学園（2校）を実施してきました。これに加え自然体験・宿泊事業として、これまで小学校においては平成12年度から順次、角田市（宮城県）教育交流（2校）、鴨川（千葉県）移動教室（2校）、香取（千葉県）移動教室（1校）を実施してきました。

平成19年度は中学校においても1校が目黒区と交流のある気仙沼市で体験教室を実施します。

### 内容

#### 1 目的

平素の授業では体験し得ない自然体験・生活体験の機会と場を増やすことにより、豊かな心や社会性を育むことを目的とし、豊かな自然環境の中で現地ならではのさまざまな体験活動を行います。

また、その体験活動の中では体験や宿泊を通して地元の人々とのふれあい、産業や生活、文化への理解、生徒同士や教師との心の交流により学校生活の充実を図ります。

#### 2 経緯

気仙沼市との関係は区内で実施している区民まつりで、落語の「目黒のサンマ」にあやかり日本有数のサンマの水揚げを誇る気仙沼市が参加したことに始まり、以来、毎年大量のサンマを焼いて区民に振舞うなどのイベントやPRを通じて区内の商店街や区民との交流を重ねてきました。平成13年9月には両市区の間で「防災相互援助協定」を締結し、区との関係はより緊密なものとなっています。

平成18年度には区立東山中学校の3年生が修学旅行で気仙沼市を訪れ、さまざまな学習の成果を上げるとともに、宿泊先の民宿では地元の住民との交流も図られ生徒の心のふるさととして思い出に残りました。そして、平成19年度には同校の1年生が2泊3日の予定で本事業を実施します。区では必要な経費のうち、本事業にかかる交通費、体験費等を負担します。

#### 3 主な体験学習内容

- ・林業体験：室根山植林
- ・漁業体験：地引網、養殖いかだ
- ・水産加工体験：ワカメの袋詰め、ホタテ貝の加工、コンブ塩蔵
- ・無人島生活体験、磯釣り
- ・船釣り体験
- ・元マグロ船漁師の講話
- ・市場・漁港の施設見学
- ・氷の水族館・シャークミュージアム見学
- ・野外炊さん
- ・川下り体験（猊鼻溪見学） など

### 問い合わせ

教育委員会事務局 指導課 指導係 (5722)9312

## 少子高齢社会への対応

子どもの学び・遊び・育ちを支える環境づくり  
ランドセル来館の実施

459千円

### 概要

昨今の子どもを取り巻く社会情勢や区民のニーズに対応し、また、学校5日制の実施に伴い、子どもが過ごす平日の放課後時間が短くなっています。

学校・自宅・児童館間の移動時間を短縮し、子どもたちのまとまった遊び時間を確保することや、学童保育クラブ待機児、一時的に保護者がいないなどの場合、子どもが安心して過ごせる居場所を確保するため、下校時自宅に帰宅しないでランドセルを背負ったまま児童館に来館できる「ランドセル来館」を実施します。

### 内容

#### 1 対象児童

目黒区在住または在学の小学1年生から6年生までのお子さんで、主に次の方。

- (1) 学童保育クラブに申し込みをして、待機中の人。
- (2) 定期的に保護者が不在の日があるなど、保育に欠ける人。
- (3) 遠くから通っているなど、自宅に帰ると児童館に遊びに行くのが時間的距離的に困難な人。

#### 2 利用日

学校開校日の月曜日から金曜日までのうち利用を希望する日（児童館休館日を除く）

#### 3 利用時間

下校時から午後6時まで

#### 4 利用料

無料

### 問い合わせ

子育て支援部 子育て支援課 児童館係（5722）9861

## 少子高齢社会への対応

子どもの学び・遊び・育ちを支える環境づくり  
放課後フリークラブ(仮称)の実施

10,735千円

### 概要

安全安心な子どもの放課後の居場所を設けて自由に子どもが遊べる場所と時間を確保し、また、地域の人材を活用したスポーツや文化活動を通して地域との交流を図り、子どもの育ちを支援していきます。

放課後フリークラブ(仮称)には次の2種類の事業があります。平成19年度より試行的に実施し、実施場所の拡大を順次行っていきます。

#### (1) ランドセルひろば

安全・安心な放課後の居場所として、小学校の校庭、体育館、図書室等の学校施設を使用し自由に子どもが集まって遊ぶ場所を確保し、仲間との遊びを通して一人遊びでは得られない子どもの成長の機会を増やしていきます。

#### (2) 子ども教室

地域特性を生かした自由な発想による子ども教室を、原則として学校施設を利用し地域の人材を活用して開催し、地域社会との交流により子どもの成長を支援します。

### 内容

#### 1 ランドセルひろば

- (1) 学校の休業日を除く月曜日から金曜日まで、管理運営員を配置して実施します。
- (2) 平成19年度は3小学校で実施します。
- (3) 子どもの遊びが広がるようプレイリーダーを週2回程度派遣します。
- (4) 実施校の児童は、一度帰宅しなくても参加できます。

#### 2 子ども教室

- (1) 小学校区ごとにPTAや地域住民で構成する団体に事業委託して実施します。
- (2) 平成19年度は4小学校区で実施します。
- (3) 委託を受けた団体は、原則的に小学校施設を使用し土曜日又は放課後に年間50～100回の子ども教室を開催します。
- (4) 実施には、地域人材を活用し特色を生かす教室を検討していきます。実施する教室には、たとえば次のようなものがあります。

(例) 陶芸、読み聞かせ、昔遊び、ニュースポーツ、実験教室、英会話、補習 等

### 問い合わせ

教育委員会事務局 地域学習課 地域教育係 (5722)9309・9310



## 少子高齢社会への対応

### 高齢者の健康づくり

#### 公衆浴場を活用した介護予防事業の実施

2,644千円

### 概要

地域には、ウォーキング教室やラジオ体操教室など、高齢者が参加できる活動が広く展開され、地域の方々同士の交流、仲間づくりができる施設が多数あります。

その中でも、公衆浴場は目黒区内に23カ所あり、銭湯は「はだかの付き合い」と言われるように、人と人との交流が生まれ、そこから自主的な介護予防に資する活動が広がることが期待され、また、健康上の効果が大きく期待できることも分かっています。

そのため、介護予防事業の一般高齢者施策として、公衆浴場を活用した介護予防事業を目黒区公衆浴場組合とともに取り組みます。

### 内容

- 1 事業名称  
（仮称）目黒区快護予防風呂 ～元気に向かって銭湯開始～
- 2 実施期間  
平成19年4月以降順次実施する。
- 3 事業実施主体  
目黒区公衆浴場組合との共催事業とし、双方が主体となった事業を展開していく。
- 4 実施内容  
区内在住の65才以上の高齢者を対象に、各浴場で年2回程度、始業1時間前から、（仮称）快護予防風呂という名称で介護予防事業を実施する。  
狭いスペースでも実施可能なトレーニング（口腔機能向上トレーニング等）を行うこととする。
- 5 利用者負担金  
430円

### 問い合わせ

健康福祉部 高齢福祉課 介護予防事業係 (5722)9844

## 環境問題への取り組み

良好な生活環境の確保  
小学校での環境負荷の低減

15,924千円

### 概要

自動車の増加や建物の高層化により、大量の熱エネルギーが放出され、都市独特の気温の上昇である、ヒートアイランド現象が起きています。その対策として、また、児童生徒の環境教育の推進として、校舎等の壁面緑化や体育館屋根の高反射塗料による塗装を行います。

### 内容

#### 1 校舎等の壁面緑化

校舎の壁面にネットを張り、朝顔やゴーヤなどの植物をそのネットを使って育てることで、校舎の壁面に緑のカーテンをつくります。

この緑のカーテンにより、校舎の壁面に涼しい日影を作るとともに、教室や体育館に差し込む直射日光や運動場からの輻射熱をさえぎり、教室や体育館の室内温度を下げます。

さらに、子どもたちが主体的に植物を育てることで、地球環境を守るために、自分たちにもできることがあることを気づかせ、環境教育に役立てます。

また、ゴーヤなどの収穫を楽しみに育てることで、理科の学習などにも役立てます。

- (1) 緑ヶ丘小学校音楽室棟の壁面を緑化します。
- (2) 向原小学校体育館の壁面を緑化します。
- (3) そのほかに3校程度の小学校校舎の壁面を緑化します。

#### 2 体育館屋根の高反射塗料による塗装

向原小学校体育館の屋根を、高反射塗料を用いて塗装をします。

この塗装は、太陽の光を効率的に反射し、屋根の表面温度が上がることを抑え、空調設備のない体育館の室内温度を下げる効果があります。

### 問い合わせ

教育委員会事務局 学校施設計画課 (5722)9307

## 環境問題への取り組み

良好な生活環境の確保  
目黒川総合環境整備事業

24,698千円

### 概要

目黒川総合環境整備事業は、「目黒川総合環境整備基本計画」に基づき、沿川道路・通路、合流点・船入場の整備など目黒川の環境整備を行うものです。

目黒川沿川道路は、護岸改修に併せて昭和61年度から整備を進めていますが年数の経過とともに路面のガタツキなどが見られるようになってきました。そこで、目黒川の大橋～さいかち橋間を平成19年から計画的に改修するものです。

整備の際は、近年の集中豪雨の一因とされるヒートアイランド対策の一環として保水機能のある保水性舗装で整備を行います。

### 内容

目黒川の沿川道路の修繕<継続事業>

#### 1 対象エリア

大橋～さいかち橋間の両側道路約2500m

#### 2 整備路線

平成19年度は目黒川沿川道路の大橋～氷川橋(右岸)約230mの区間を整備します。

#### 3 施工内容

- (1) 舗装材については、現在のブロック舗装から保水性舗装(アスファルト)に変更することにより、ヒートアイランド対策を図ります。
- (2) 現在の沿道景観を保全するために配慮した、カラー舗装材を用いて景観の向上を図って整備を行います。

### 問い合わせ

都市整備部 土木工事課 土木計画係 (5722)9764

## 環境問題への取り組み

### 良好な生活環境の確保 ヒートアイランド対策の推進

12,264千円

#### 概要

ヒートアイランド対策は、行政・事業者・民間団体等が協力・連携し、適切な役割分担の下で、取り組むことが不可欠です。目黒区環境基本計画においても「風の道」づくりを推進しており、ヒートアイランド現象の原因でもある道路表面の温度対策は道路管理者として早急に取り組む必要があります。

東京都でも、ヒートアイランド対策推進協議会を設置し、今後の方針を取りまとめています。

その中で、目黒・大崎地区など4つのエリアを「ヒートアイランド対策推進エリア」としてヒートアイランド対策を実施しています。

道路面積は区全体の約14%を占めており、ヒートアイランド対策として路面温度を低減することは効果的です。

路面温度を低減するため、保水性舗装(\*1)や遮熱性舗装(\*2)を行います。

#### 内容

##### 保水性舗装等の整備

道路の立地条件を考慮し、道路の改修時期に併せて保水性舗装等を実施します。

(1) 対象エリア：区内全域を対象としますが、下記の地域を優先して実施します。

(実施範囲図参照)

東京都における「ヒートアイランド対策推進エリア」

：下目黒、目黒本町地域

目黒区環境基本計画

：重点プロジェクト「風の道」づくりにおける目黒川ゾーン

(2) 整備路線：対策エリア内の中級舗装(\*3)以上の路線より選定

計画規模：舗装面積 約50,000㎡(路線延長 約10,000m)

計画期間：平成19年度～29年度

19年度は保水性舗装を約400㎡行う予定です。

(3) 施工方法

保水性舗装：舗装の表層部(5cm)を保水性舗装に換えます。

遮熱性舗装：歩道のアスファルト舗装に遮熱材を塗布します。

(\*1)保水性舗装：雨水等をアスファルト内に充填させた保水材に吸収・蒸散させ、気化熱により舗装面の温度上昇を抑える舗装

(\*2)遮熱性舗装：アスファルト舗装表面に遮熱材を塗布し、路面温度と舗装内部に蓄熱される熱量を抑える舗装

(\*3)中級舗装：アスファルト部分が10cm以上の舗装

#### 問い合わせ

都市整備部 土木工事課 土木計画係(5722)9764

## ヒートアイランド対策 実施範囲

実施範囲

- ①ヒートアイランド対策推進エリア  
：目黒本町、下目黒
- ②風の道：目黒川ゾーン



## 環境問題への取り組み

### 循環型社会の形成

#### 廃プラスチックリサイクルの促進

183,648千

### 概要

便利で快適な生活を支える商品や道具の原材料として、プラスチックは大量生産・大量消費され、目黒区内では、家庭から排出される不燃ごみ（毎年約15,000トン）の約60%を占めるまでに増加しています。

この廃プラスチックは、京浜島不燃ごみ処理センターで破碎・減容され、一部は大田清掃工場第二工場で焼却されるものの、残りは「中央防波堤外側埋立処分場」などに埋め立てられています。

埋立空間は限りある再生不可能な資源であり、埋立処分量をゼロに近づけて、東京港の最後の処分場を一日でも永く利用していくことが必要です。

こうした背景の中で、平成17年10月の特別区長会総会で、廃プラスチックの熱回収（サーマルリサイクル）を平成20年度に本格実施することが確認されています。

そのため本区は、廃プラスチックのサーマルリサイクルの本格実施に向けて、循環型社会形成推進基本法の趣旨に即して、先ず発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）を進め、次に、再生利用（マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル）を推進し、それでもなお残る廃プラスチックについては、貴重な熱資源として、熱回収（サーマルリサイクル）していくべきと判断し、以下の取り組みを推進します。

### 内容



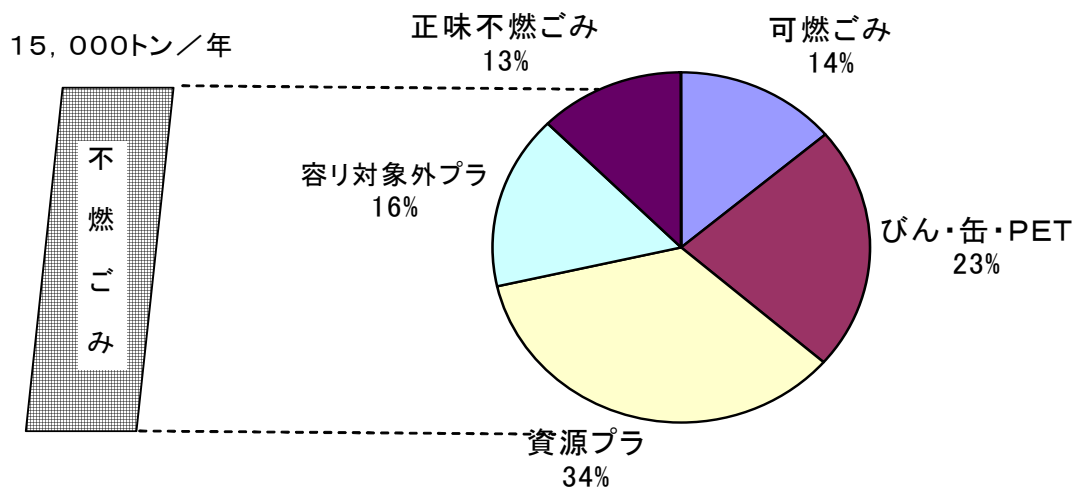
（プラスチック製容器包装）

- 1 びん・缶・ペットボトル・資源プラの分別回収モデル事業 151,033千円  
不燃ごみに重量比で20%以上混入しているびん・缶・ペットボトルに加え、プラマークの付いたプラスチック製容器包装（以下、「資源プラ」という。）を貴重な資源として有効活用するため、19年度は10月から区内20%のモデル地域で回収を始め、20年度には全区展開する予定です。
- 2 廃プラスチックのサーマルリサイクルモデル収集事業 19,032千円  
再資源化が困難な廃プラスチックは、目黒清掃工場などで熱回収（サーマルリサイクル）するため、可燃ごみとして収集します。19年度は10月から区内20%の地域でモデル収集し、燃焼実証試験で安全性を確認したうえ、20年度に全区展開する予定です。
- 3 廃プラスチックリサイクルの促進に係るモデル事業の普及PR 13,583千円  
資源として回収する資源プラや、可燃ごみとして収集するポリバケツやプラスチック製のおもちゃなどの分別区分や排出方法を判りやすく説明するため、ビデオやパンフレットを作成して、住民説明会などでPRを展開します。

### 問い合わせ

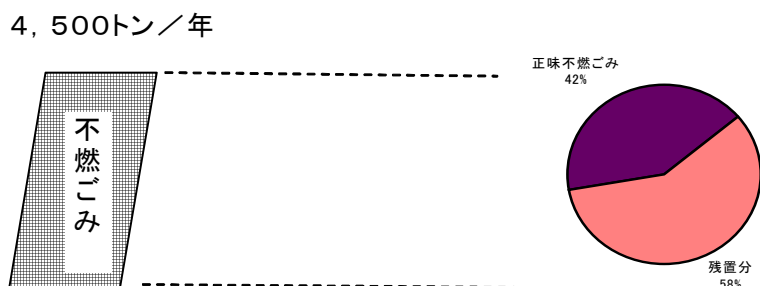
環境清掃部 ごみ減量課 清掃計画係 (5722)9883  
清掃事務所 資源・計画係 (3719)5345

## 不燃ごみの組成及び収集量の変移予想 現状の組成割合



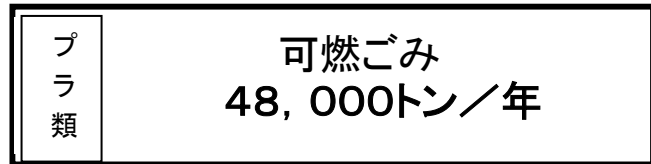
びん・缶・ペットボトル・資源プラの再生利用を促進し、その上で、  
廃プラスチックのサーマルリサイクルを実現した場合には、  
不燃ごみが現状の30%まで減少する。

## モデル実施後の組成割合



## 可燃ごみの組成及び収集量の変移予想

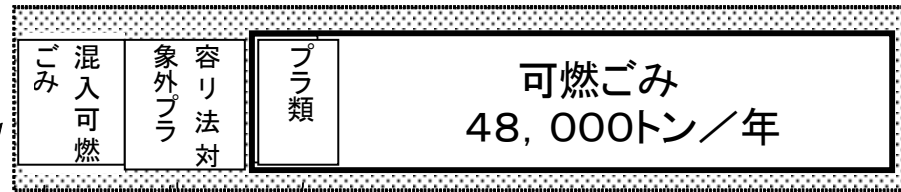
現 状



可燃ごみには5.5%(2,640t)のプラスチック類がもともと混入している。

モデル事業実施後

1,657t 1,945t



不燃ごみか  
ら移行

新可燃ごみの中のプラスチック類の割合は、8.9%  
(4,585t)程度に増加する。

新可燃ごみとして、約51,600トン／年  
となり、焼却量が7.5%増加する。